

○令和2年度指定管理者の管理運営に関するモニタリング評価結果

1. 対象施設

| | | | | |
|---------|------|--|---|--|
| 施設 | 本件総称 | | 精華町立体育館・コミュニティセンター及び町内体育施設 | |
| | 施設① | 名称 | 精華町立体育館・コミュニティセンター | |
| | | 所在地 | 精華町大字下狛小字神ノ木8番地 | |
| | | 設置目的 | 住民のスポーツ振興を図り、かつ、文化の発展及び向上に寄与するため、体育館等を設置し、その構成施設は体育館、コミュニティセンター、スポーツ交流広場とする。愛称については、むくのきセンターと称する。 | |
| | 施設② | 名称 | 打越台グラウンド・テニスコート | |
| | | 所在地 | 精華町大字北稲八間小字打越 | |
| | 施設③ | 名称 | 池谷公園多目的コート | |
| | | 所在地 | 精華町桜が丘二丁目21番地1 | |
| 施設④ | 名称 | 木津川河川敷多目的広場 | | |
| | 所在地 | 精華町大字下狛小字神ノ木先東方(木津川河川敷内) | | |
| 指定管理者 | 名称 | 特定非営利活動法人精華町体育協会 | | |
| | 所在地 | 精華町大字下狛小字神ノ木8番地 | | |
| 評価対象期間 | | 令和2年度評価 | 令和2年4月～令和3年3月 | |
| 評価の方法等 | | <p>第一段階として、指定管理者より提出された令和2年度事業報告書を中心に、月次報告書、連絡調整会議、日常的に実施した指定管理者に対するヒアリング等により事業実績のモニタリング評価を実施した。</p> <p>第二段階として、モニタリングにより確認できた内容と、平成30年度から5年間の基本協定、令和2年度年度協定、教育委員会所管施設指定管理者評価委員会より提出された評価結果、その他事業計画書に基づく当初の計画や目標等を比較し、評価を実施した。</p> | | |
| 施設所管部課名 | | 教育委員会教育部生涯学習課 | | |

2. 運営状況

| 項目 | | 協定・計画等 (基本協定書に基づく) | 実績 (令和2年度) | 実績 (令和元年度) | 検証結果・業務改善分析等 |
|---------------------------|-------------------|--------------------------------|--|--|---|
| 施設① 精華町立体育館・コミュニティセンター | 開館(開放)期間 または日数 | 12/28～1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日等を除く | 289日 | 317日 | 引き続き、精華町立体育館・コミュニティセンター管理運営規則、基本協定等に基づき、適切な開館の対応ができていたが、新型コロナウイルス対策による休館措置の影響等で開館日が令和元年度より28日(△8.8%)減少した。 |
| | 開館(開放)時間 | 午前9時～午後10時 | 午前9時～午後10時 | 午前9時～午後10時 | |
| 施設② 打越台グラウンド・テニスコート | 開館(開放)期間 または日数 | 357日(12/28～1/4を除く) | 310日 | 361日 | 精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づき、適切な開放の対応ができていた。新型コロナウイルス対策による休館措置の影響等で開放日が令和元年度より51日(△14%)減少した。 グラウンド、テニスコートともに夏季早朝利用(6/1～9/6)を実施し、サービス拡充に努めていることが評価できる。 |
| | 開館(開放)時間 | 午前8時～午後10時 | 午前8時～午後10時 午前6時～午後10時 ※6/1～9/6限定 | 午前8時～午後10時 午前6時～午後10時 ※6/1～9/8限定 | |
| 施設③ 池谷公園多目的コート | 開館(開放)期間 または日数 | 357日(12/28～1/4を除く) | 306日 | 361日 | 精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づき、適切な開放の対応ができていた。新型コロナウイルス対策による休館措置の影響等で開放日が令和元年度より55日(△15%)減少した。 ※照明設備不良により午後5時以降閉鎖が176日あった。 |
| | 開館(開放)時間 | 午前8時～午後10時 | 午前8時～午後10時 ※ | 午前8時～午後10時 | |
| 施設④ 木津川河川敷多目的広場 | 開館(開放)期間 または日数 | 12/28～1/4、毎月第4水曜日、大規模行事開催日等を除く | 289日 | 317日 | 精華町体育施設管理運営規則、基本協定等に基づき、適切な開放の対応ができていた。新型コロナウイルス対策による休館措置の影響等で開放日が令和元年度より減少した。 |
| | 開館(開放)時間 | 午前9時～午後6時 | 午前9時～午後6時 | 午前9時～午後6時 | |

3. 利用状況

| 項目 | | 協定・計画等に基づく目標値 (基本協定書に基づく) | 実績 (令和2年度) | 実績 (令和元年度) | 検証結果・業務改善分析等 |
|----------------------------|----------|------------------------------|---------------|---------------|---|
| 施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター | 利用件数 (件) | 利用件数に関する目標設定なし。 | 7,834 | 9,026 | 令和元年度実績と比べ利用件数 (△13%)、利用者数 (△22%) は減少し、利用者数は協定書による目標値を下回った。新型コロナウイルス京都府緊急事態措置等による臨時休館 (48日)、開館時間短縮 (20時まで40日、21時まで20日) が大きく影響した。 |
| | 利用者数 (人) | 110,000 | 76,980 | 99,040 | |
| 施設② 打越台グラウンド・テニスコート | 利用件数 (件) | 利用件数に関する目標設定なし。 | 2,961 | 3,110 | 新型コロナウイルス京都府緊急事態措置等による閉鎖 (50日)、時間短縮 (20時まで40日、21時まで20日) の影響により利用者数は、令和元年度実績より減少 (利用件数△4.8%、利用者数△4.3%) した。 |
| | 利用者数 (人) | 31,000 | 27,842 | 29,095 | |
| 施設③ 池谷公園多目的コート | 利用件数 (件) | 利用件数に関する目標設定なし。 | 990 | 1,040 | 新型コロナウイルス京都府緊急事態措置等による閉鎖 (50日)、時間短縮 (20時まで40日、21時まで20日) の影響により利用件数 (△4.8%)、利用者数 (△6.9%) とも令和元年度実績より減少した。施設の経年劣化が目立つため、計画的な施設改修等により、利用者増に向けた取り組みを進める必要がある。 |
| | 利用者数 (人) | 9,000 | 7,442 | 7,995 | |
| 施設④ 木津川河川敷多目的広場 | 利用件数 (件) | 利用件数に関する目標設定なし。 | 26 | 26 | 利用件数、利用者数ともに前年度並みの実績であった。施設の立地条件や需要を考慮し、施設の今後の方向性や目標値について検討を進める必要がある。 |
| | 利用者数 (人) | 2,000 | 835 | 810 | |
| 合計 | 利用件数 (件) | 利用件数に関する目標設定なし。 | 11,811 | 13,202 | 利用件数 (△10%)、利用者数 (△17%) ともに令和元年度の実績を下回った。 |
| | 利用者数 (人) | 152,000 | 113,099 | 136,940 | |

4. 収支状況 ※本表では、施設別の実績を集約し、指定管理業務全体の収支状況を分析した結果を記載しています。

| 項目 | | 協定・計画等 (2年度事業計画書に基づく) | 実績 (令和2年度) | 実績 (令和元年度) | 検証結果・業務改善分析等 |
|---------|------------------|--|---------------|---------------|--|
| 収入(円) | 指定管理料 | 46,000,000 | 46,000,000 | 46,000,000 | 年度協定に基づく町からの指定管理料は令和元年度と同額であったが予算内で適正に執行されている。 |
| | 利用料金 | 14,800,000 | 14,750,779 | 16,126,605 | 新型コロナウイルス感染症、施設閉鎖の影響で各施設の利用料金収入は減少 (△8.5%) したが、むくのきセンター当日コート貸し収入は増額しており、目標額と同等の収入を確保されたことが評価できる。 |
| | 自主事業 | 3,800,000 | 2,506,750 | 3,961,620 | 新型コロナウイルス感染症の影響により自主事業を中止したことで収入減少 (36%) となったが、昨年度より事業数を増加して計画し、住民ニーズに対応して積極的に展開されていることは評価できる。 |
| | 合計 ※上記以外の項目含む | 64,634,000 | 66,162,444 | 66,176,351 | 新型コロナウイルス感染症による臨時休館等で利用料金、自主事業収入減少を、国等の各種臨時的補助金・支援金で補填した自助努力が評価できる。不可抗力による休館等に伴う利用料金等の補填に係る問題を整理する必要がある。 |
| 支出(円) | 人件費 | 33,860,000 | 35,764,211 | 34,767,190 | 予算や令和元年度実績を上回る結果であるが、窓口対応業務の増加、事業の拡大、コロナ感染対策に伴う窓口人員の増員を図ったものである。人材確保のために、人件費上昇が見込まれる。自主事業で職員が講師となるなど工夫されている。 |
| | 運営事業費委託料 | 8,286,000 | 7,991,029 | 7,929,126 | 平成30年度から、むくのきセンターの主な保守点検業務について包括的に1社に委託し、業務の効率化と専門的な維持管理業務を行うことができた。予算内で適正に執行できている。 |
| | 光熱水費 | 10,317,000 | 10,946,359 | 11,376,848 | 共用部分の徹底した節電のほか、部分的なLED電球の使用など指定管理者の経営努力により、引き続き経費節減できたことが評価できる。 |
| | 修繕料 | 300,000 | 161,106 | 283,045 | 基本協定に基づき、予算の範囲内で適正に修繕対応が行われた。 |
| | 合計 ※上記以外の項目含む | 64,634,000 | 65,614,716 | 65,305,075 | サービス水準を維持しながら収入を確保し、収支のバランスをとることができたものと評価できる。 |
| 収支状況の総括 | | <p>・収入においては、新型コロナウイルス感染症による閉鎖、時間短縮した影響もあり各施設の利用料金は減少した。また、事業収入も計画通り自主事業が実施できず収入は減少した。臨時休館等による利用料金、自主事業の減収分を、国等の臨時的補助金・支援金制度を活用して補填した自助努力が評価できる。引き続き、新型コロナウイルス感染症対策をとりながら、住民ニーズに応じたサービス提供により、安定的な収入確保を目指してきたい。</p> <p>・支出においては、人件費等が増加したが、サービス水準を維持するため適切な執行がされている。</p> | | | |

5. 減免状況

| 項目 | 種別 | 減免根拠 (減免割合(%)) | 上段：件数 (件) / 下段：金額 (円) (令和2年度) | 上段：件数 (件) / 下段：金額 (円) (令和元年度) |
|----------------------------|---------------|---------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 施設① 精華町立体育館・コミュニティーセンター | 一般・行政 | 精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則第7条 (100・50) | 262 949,260 | 359 2,667,145 |
| | 社会教育関係団体・登録団体 | 精華町立体育館・コミュニティーセンター管理運営規則第7条 (50) | 336 3,107,790 | 361 3,243,025 |
| 施設② 打越台グラウンド・テニスコート | 一般・行政 | 精華町体育施設管理運営規則第7条 (100・50) | 0 0 | 8 46,800 |
| | 社会教育関係団体・登録団体 | 精華町体育施設管理運営規則第7条 (50) | 149 1,087,595 | 149 1,161,465 |
| 施設③ 池谷公園多目的コート | 一般・行政 | 精華町体育施設管理運営規則第7条 (100・50) | 0 0 | 1 8,000 |
| | 社会教育関係団体・登録団体 | 精華町体育施設管理運営規則第7条 (50) | 58 164,340 | 52 187,095 |
| 施設④ 木津川河川敷多目的広場 | 一般・行政 | 無料開放のため、減免事例なし。 | | |
| | 社会教育関係団体・登録団体 | 無料開放のため、減免事例なし。 | | |

6. その他管理運営状況 ※本表では、施設別の実績を集約し、特記事項について記載しています。

| 項目 | 協定・計画等 | 実施内容 | 検証結果・業務改善分析等 |
|-------------|---|--|--|
| 管理業務 | 基本協定第9条等に基づき、清掃、警備、保守点検等を行う。 | 専門業者による法定点検のほか、指定管理者による定期点検等を実施した。 | ・むくのきセンターの主な保守点検業務を、基本的に1社に包括的委託し、専門的な管理業務を行っている。 ・良好な施設環境を維持するため日常清掃、定期清掃、保守点検等を実施し、適正な維持管理業務を行っている。 |
| 運営業務 | 基本協定第9条等に基づき、使用の許可、予約の調整等を行う。 | 引き続き、施設予約システムによる随時の受付・案内のほか、当日利用申込への対応、日程調整会議を実施した。平成30年度から町教育委員会との連絡調整会議を毎月行い、情報共有を行っている。 | ・基本協定等に基づき、Webシステムの活用や団体間の調整により、円滑な施設予約環境を確保できている。当日利用申込へも対応し利便性向上と収入増を図ることができている。 ・引き続き連絡調整を適切に行い、情報共有を図る必要がある。 |
| 自主事業 | 事業計画書等に基づき、アイデアを生かし、施設の設置目的の範囲内で魅力ある自主事業を行い、施設機能の活用を図る。 | 引き続き、バドミントン教室等のスポーツ教室事業や健康づくり事業、文化教室事業などを実施した。町教育委員会との共催でむくのき文化講座などを開催した。 | ・むくのきセンターでは、生涯学習の拠点施設として、引き続き各種事業を実施した。文化教室事業等の充実を図っており、生涯学習の機会提供に寄与できている。また、ホームページを活用して広く受講生を募集し、新たな利用者の獲得につながるものと評価できる。 |
| 職員の確保・育成 | 事業計画書等に基づき、必要な職能を備えた人材を確保し、定期的な研修を実施する。 | 定期的な職員会議、業務改善のためのミーティングを実施した。各職員の責任を明確にし、意欲の向上を図った。 | ・職員会議による課題の共有、仕事に取り組む姿勢の指導及び責任の明確化は、職員の意欲とサービス向上につながるものと評価できる。 ・人材育成のため引き続き充実した研修を計画する必要がある。 |
| 利用者ニーズの把握 | 事業計画書等に基づき、利用者意見ボックスを設置し、アンケートを定期的実施する。また、ホームページ等で広く住民の意見を求めることも検討する。 | 引き続き利用者意見ボックスを設置している。また、ホームページで問合せ・意見募集を行っている。利用者へ講座内容や満足度アンケートを実施した。 | ・利用者意見ボックスの設置、受講者アンケート、利用者のニーズを聴くためホームページでの意見募集などの取組が評価できる。 |
| 情報公開・個人情報保護 | 基本協定第19条及び20条に基づき、利用者等の個人情報の取扱いについて関連法令を遵守する。 | 基本協定等に基づき、利用者等の個人情報を管理した。職員ごとにデータ管理権限を切り分けたり、簡単にデータコピーして利用できないようなデータ形式にするなどを行っている。 | ・基本協定等の規定の内容を実施することができている。個人情報の取扱いについて定期的に研修を実施するなどして、意識向上を図る必要がある。 |
| 危機管理 | 事業計画書等に基づき、危機管理マニュアルを作成し、訓練等を通じ、危機管理体制を確立する。 | 防災設備の点検、避難訓練等のほか施設構造及び機器取扱いに関する学習を進めた。 | ・日常的な防災施設の点検等、危機管理体制の充実、意識の醸成に努めたことが評価できる。定期的な避難訓練や研修を継続して行う必要がある。 ・災害時の指定避難所としての機能が発揮できるよう、指定管理者の役割等についてさらに教育委員会との調整を進める必要がある。 |

7. 総括

| | |
|-------------------|---|
| <p>指定管理者の自己評価</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●運営状況として、むくのきセンターは竣工から20年が経過し、設備面で老朽化が進んでいる。軽微な修繕は指定管理者として迅速な対応ができたが、大規模修繕については、今後も町と連携を図りながら計画的な対応が必要と考える。規則改正による予約方法の変更、事業規模の拡大、新型コロナウイルス感染症対策等により窓口での対応業務がこれまでの2倍程度に膨れ上がり、今後、さらに人員の体制増強を図っていく必要がある。個人情報の取扱いについては、職員に対し慎重な取扱いを指示しているが、今後より一層徹底していきたい。特にパソコンの使用にあたっては、コンピュータウイルス感染予防対策をとるとともに職員に対し業務上の徹底を図っていききたい。毎月の連絡調整会議を通じて日常的に教育委員会と情報共有が図れた。新型コロナウイルス感染症対策について、指定管理者として適切に対応できた。 ●施設利用状況として、新型コロナウイルス感染症の影響により、臨時休館、時短営業により全施設で利用者数は減少したが、料金改定による町外利用者の割増しが廃止されたことにより町外利用者が大幅に増加した。池谷公園テニスコートは施設の老朽化がすすみ、利用者数は年々減少傾向にあったが、屋外利用ニーズの高まりにより、例年に比べ減少幅は小さくなった。また、夜間照明設備の故障により9月から夜間利用を中止したことにより、利用率は昨年を上回る結果となった。木津川河川敷多目的広場は、立地条件から使用についての制限事項も多く、日常活動ではほとんど使用されておらず、指定管理者としてもこのような現状の中での利用者増は厳しいと考えている。 ●自主事業として、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画から大幅な見直しを図った。教室実施にあたっては、感染防止対策を施しながら、スポーツ教室、フィットネススクールを中心に高い質の高いサービスを安価で住民に提供することができた。また、文化活動についても、定員を少なくして定期的に実施することができた。 ●収支状況として、新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館、時短営業となったため、利用料金並びに事業収入は減少した半面、感染防止対策のための消毒液、マスク、飛沫防止パネルなどの備品購入、また、窓口対応の人員強化により支出面では増加した。しかし、新型コロナウイルス感染症対策関連の支援金、給付金等の受給により収入は昨年度とほぼ同額であった。 |
| <p>町施設所管課の評価</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●施設の維持管理については、管理業務を包括的に委託するなど事務軽減を図りながら専門的、効率的に業務が行われている。また、協定等に基づき、適切に修繕対応が行えている。 ●予約方法の変更や新型コロナウイルス感染症対策等のために臨機に窓口人員体制強化等を行い、サービス水準を確保し安定した事業運営ができています。 ●人材育成を目的とした研修を計画的に実施する必要がある。 ●利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で4月・5月は各施設を臨時閉館したことにより、大きく減少している一方で、むくのきセンター当日コート貸しなど利用者ニーズを的確に把握して取り組むことにより利用者確保に寄与している。 ●むくのきセンターは、生涯学習の拠点施設としての役割を十分に理解し、新型コロナウイルス感染症対策をとり、安全・安心を確保した上でスポーツ・文化教室等充実した自主事業を展開して生涯学習機会の提供に努められている。 ●自主事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により計画通り実施できなかったが、住民ニーズを把握し、利用者確保の取組を継続して行い、一定の収入を得ることができている。 ●新型コロナウイルス感染症の影響による利用料金、自主事業の減収分を、自助努力で国等の補助金・給付金制度を活用して補填するなど収入確保に務められていることが評価できる。 ●今後とも利便性の向上など施設利用の拡大へつながる工夫が必要である。また、中長期的な経営観点から、指定管理者として今後の運営計画を検討するに当たり、収入増につながる効果的な事業の分析などを継続して行う必要がある。 |